

有機農業に関する自主企画研修会に対する支援（講師派遣） 募集要項

1 支援目的

有機農業者のグループ（団体）が、自身が直面する課題等に対応するため、自主的に企画した研修会について、県が支援することで、県内の有機農業の振興を図るものです。

2 支援対象

埼玉県内で有機農業(※)に取り組んでいる、またはこれから取り組もうとする農業者グループ（概ね5人以上の団体）が企画・開催する研修会で、以下の要件を満たすものを支援の対象とします。

※有機農業→化学肥料や化学合成農薬を使用しない栽培で有機 JAS 認証の有無は問いません。

（要件）

- ・有機農業の課題等に関する研修会であること
- ・埼玉県内で開催する研修会であること
- ・グループ外の農業者等の研修会への参加を受け入れること
- ・アンケート調査にご協力いただけること
- ・構成員全員が埼玉県有機農業プラットフォームの会員であること
※Facebook のアカウントがある方に限る。なお、1名以上の参加は必須とする。
- ・研修会の案内、結果を埼玉県有機農業プラットフォームへ投稿すること
- ・埼玉県の後援を受けて開催すること
- ・令和9年3月14日(日)までに開催する研修会であること

3 支援内容

研修会開催に係る講師の派遣（謝金支払い）

（注意事項）

- ・県から直接、講師の方に謝金を支払います。
※支援申込団体から講師に支払った場合は支援対象となりません。
- ・謝金の上限は研修会1回あたり6万円です。
※予算の執行状況により上限額までお支払いできない場合があります。
※講師謝金が6万円を超える場合、不足額は支援申込団体から講師に支払をお願いします。

- ・ 予め支援申込団体において講師と日程調整等を行ってください。また、謝金は講師個人の口座、または講師が所属する法人等の口座にお支払いすることを伝達ください。(法人等口座へ支払う場合でも所得税の源泉徴収を行います。)
- ・ 謝金支払いの詳細については、支援決定後に別途お知らせします。
- ・ 支援の予定件数は6件です。
- ・ 新型コロナウイルスの発生等、やむを得ない事由により、研修会の開催延期あるいは中止等を要請する場合があります。

4 支援申込

別添の「有機農業の自主企画研修会に対する支援申込書」及び「埼玉県の後援等に係る承認申請書」をご記入のうえ必要な資料を添付し、下記のとおりお申込みください。

(申込方法等)

- ・ 申込方法：電子メール、FAX、郵便
- ・ 申込場所：①お住まいの地域の各農林振興センター（管理部地域支援担当）
(連絡先等は県ホームページでご確認ください)
<https://www.pref.saitama.lg.jp/kense/gaiyo/soshiki/norin/kan/index.html>
②埼玉県農林部農産物安全課（項目6「お問い合わせ」参照）
- ・ 申込期限：令和9年2月12日（金）まで
※研修会開催の概ね1か月前までにお申込みください。
※支援予定数に達した場合は期限前でも申込を締め切ります。
- ・ 提出書類：「有機農業の自主企画研修会に対する支援申込書」をご確認ください。

5 支援の決定

申込書等受領後、埼玉県農林部農産物安全課において、研修内容等を踏まえて支援の可否を決定します。なお、決定の内容については、別途支援申込団体にお知らせします。

6 お問い合わせ

担当：埼玉県農林部農産物安全課 安全生産・有機担当 荒川

住所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

電話：048-830-4057

FAX：048-830-4832

mail：a4070-07@pref.saitama.lg.jp